

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

別府市全域とする。

(緊急時における対応)

第10条 事業所の職員は、指定居宅介護等の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

(苦情解決)

第11条 提供した指定居宅介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した指定居宅介護等に関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により調査又はあっせんに協力するものとする。

(虐待の防止)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のため関する責任者を選定し、設置すること。

(2) 成年後見制度の利用を支援すること。

(3) 事業所において、職員に対し虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 利用者に対する虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行